

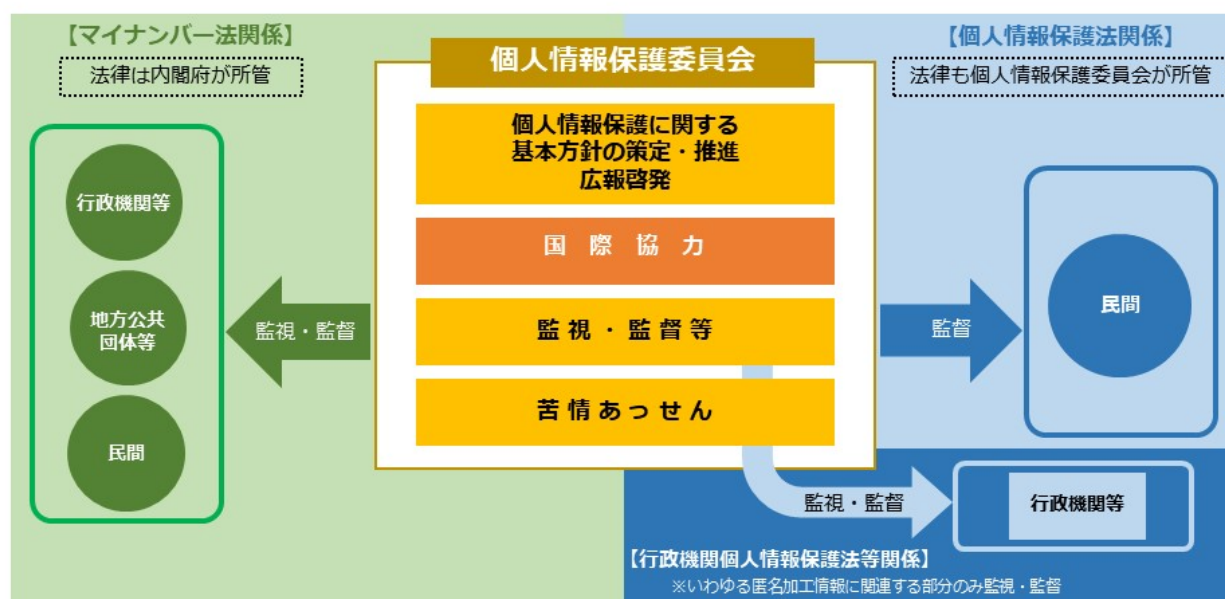
個人情報保護委員会における 国際的な取組

2018年3月13日

個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会について

個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。平成27年法律第65号により改正）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。



主な国・地域との協調

➤ EU

- 相互の円滑な個人データの移転を実現するために、個人情報保護委員会と欧州委員会との間で対話を進めてきており、相互の制度に関しては一通り確認。今年の早い時期を目標に、手続きを進めることで一致。

➤ 英国





- 英国のEU離脱後も日英間の相互の円滑な個人データ移転が確保されるように、英国当局（制度所管省庁であるDCMS（デジタル・文化・メディア・スポーツ省）及びデータ保護機関であるICO（情報コミッショナーオフィス））との対話を実施。

➤ 米国

- 商務省とは、多国間の取決めであるAPEC越境プライバシールール（CBPR）システム（企業に対しAPECプライバシーフレームワークへの準拠を認証する仕組み）の促進を行っていくことで協力関係を構築。
- 当委員会としては、アジア諸国の加盟・国内企業の参加を促進し、EUの個人データ越境移転の制度との相互運用を展望。

2

日EU 個人データ越境移転規制の制度比較

GDPR	個人情報保護法
 →  EU 日本	 ←  EU 日本
十分性認定 ※ 十分な個人情報の保護水準が保障されていることを欧州委員会が認めた場合。	国指定 提供先の第三者が個人情報保護委員会の認められた国・地域に所在する場合。
体制整備 企業グループ内の内部行動規範や企業間の契約条項で保護措置を確保している場合。	体制整備 提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合。
本人同意 十分性認定等がないことによるリスクについての情報が提供されたうえでの明示的な本人の同意がある場合。	本人同意 外国にある第三者へ提供することについて本人の同意がある場合。

※これまでに十分性認定がされた11の国・地域：アンドラ、ガーンジー島、マン島、ジャージー島、フェロー諸島、スイス、カナダ、イスラエル、アルゼンチン、ウルグアイ、ニュージーランド。

3

日EU間の個人データ移転に係る枠組みの構築に向けた取組の経緯

✓ 2016年7月 個人情報保護委員会が取組方針を決定

- EU（英国のEU離脱の影響についてその動向を注視。）と相互の円滑なデータ移転を図る枠組みを構築する方針を決定。与党（10月）、経済界（12月）からも相互の自由な越境移転を求める要望あり。

✓ 2017年1月 欧州委員会が政策文書を公表

- 十分性認定について、日本が優先国であること、及び双方向の対話であることとして言及。

✓ 2017年10月 欧州委員会が政策文書を公表

- 2018年の早期に日本に対する十分性認定の採択を目指す旨を明記。

✓ 欧州委員会との対話の実績

- 2016年4月～2017年12月 司法総局との累次の対話 38回（うち、ビデオ会議24回）
- 2017年3月・7月 個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員との会談
【参考】2017年7月 日EU定期首脳会談における政治宣言の発出
（上記の委員同士の会談を評価し、同会談での合意事項である2018年の早い時期までの枠組み構築を再確認）
- 2017年12月 個人情報保護委員会委員と欧州委員会委員との会談
（2018年第1四半期に、最終合意することを想定し、委員レベルで会談をもつことで一致。）

4

個人情報保護委員会委員及び欧州委員会委員による 共同プレス・ステートメント

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（平成29年7月3日）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨウロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）は、基本的な権利として、また、デジタル・エコミーにおける消費者の信頼の重要な要素としての高水準のデータ保護の推進を視野に対話を進展させるため、2017年7月3日にブリュッセルで会談を行った。

両者は、日本及びEUのデータ保護の制度に関する相互の理解をより一層深めてきた、個人情報保護委員会事務局と欧州委員会司法総局による過去数か月間の作業を歓迎した。同作業に基づき、両者は、双方のプライバシー法制度の最近の改正によって、双方の二つの制度は、より一層類似したものになったことを認めた。これは、特に双方が十分な保護レベルを同時に見出すことを通して、相互の円滑なデータ流通をより一層促進する新しい機会を提供するものである。

以上を踏まえ、両者は、双方の制度間の類似性が強化されたことを基礎として、関連する相違点への対処等により、2018年の早い時期に、この目標を達成するための努力を強化することを決意した。

5

個人データの越境移転に関する政治宣言

安倍晋三内閣総理大臣及びジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長による共同宣言 (ブリュッセル、2017年7月6日) (抄)

G7伊勢志摩サミットにおいて、我々は、情報の自由な流通は、グローバル経済及び発展を促進するための基本的な原則であり、また、デジタル経済に関わる全ての主体にとってサイバー空間への公正で平等なアクセスを確保するものであることを再確認した。

我々は、基本的な権利として、及び、デジタル経済における消費者の信頼にとっての中心的な要素として、デジタル経済の発展を導きつつ、相互のデータ流通を一層促進することにもなる高いレベルのプライバシー及び個人データの安全性を確保することの重要性を強調する。それぞれのプライバシー法制に係る最近の改革、すなわち、2018年5月25日から適用されるEU一般データ保護規則（2016年5月24日発効）及び2017年5月30日に全面施行された日本の個人情報保護法を前提に、日本及びEUは、包括的なプライバシー法制、一連の中核的な個人の権利及び独立した監督機関による執行を特に基礎とする、双方の2つの制度の収れん性を一層高めてきた。これは、双方によって十分なレベルの保護を同時に見出すこと等を通じ、データの交換を促進するための新しい機会を提供する。これを念頭に、我々は、2018年の早い時期までにこの目標を達成するための我々の努力を一層強化することに向けた我々のコミットメントを再確認する。

6

欧州委員会の政策文書（2017年10月）

「欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会委員会、及び地域委員会に対する欧州委員会による報告」2018年欧州委員会作業計画（2017年10月24日公表） (部分) (仮訳)

第2章. ユンカー委員会の優先事項10項目に係る遂行と実施

・信頼関係に基づく正義と基本的権利の分野

情報とデータの交換については、我々の社会における不可欠な特徴であり、ますます国境を超えた事象となっている。欧州委員会は、データの保有に関する作成中の指導文書（ガイダンス）を完成させる。欧州委員会は経済連携強化の一体部分として、日EU間の個人データの自由な流通を確保するべく、2018年の早期に、日本に対するデータの充分性認定を採択することを目指す。

7

日EU両委員による共同プレスステートメント（2017年12月）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員（司法・消費者・男女平等担当）による共同プレス・ステートメント（2017年12月14日）

熊澤春陽個人情報保護委員会委員とベラ・ヨロバー欧州委員会委員は、相互に十分性を見出すことを、2018年のできるだけ早い時期に達成するための作業を加速させることを目指して、2017年12月14日に東京で建設的な会談を行った。

両者は、この目的の重要性を、特に最近の日EU経済連携協定（EPA）の交渉妥結の観点から再確認した。個人データの自由な流通を確保することにより、十分性を同時に見出すことは、基本的なプライバシーの権利の保護を強化しながら、日EU・EPAの便益を補完し拡大することができる。これは日EU間の戦略的なパートナーシップにも貢献する。

両者は、過去数か月の大きな進展を評価するとともに、双方の制度間の関連する相違点を埋めるための解決策を探った。両者は、次の段階へ進み、解決策の詳細について作業すること、また、議論のペースを加速させることに合意した。これを念頭に置きつつ、次回のハイレベル会談については、議論を完結させることを目指し、2018年初めにブリュッセルで開催することとする。

8

EUから十分性認定に基づいて移転した個人データの取扱いに係る規律を定めるガイドライン(方向性)

ガイドラインにおける項目	規律の内容の方向性	実務への影響
要配慮個人情報の範囲	「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報を、要配慮個人情報と同様の取扱いとする。	そもそもこのような情報がEUから移転されてくることは想定されず、影響は大きくない。
開示請求権	国内法上は、6ヶ月を越えて保有する個人データのみ対象となっているが、6か月以内に消去することとなる個人データも同様に請求に応じることとする。	保有期間にかかわらず請求に応じている企業は多い。 また、そもそも6か月以内に消去することとなる個人データがわざわざEUから移転されてくることは想定しにくい。
利用目的の特定	第三者から提供を受ける個人データを、提供元が特定した利用目的の範囲内で、利用することとする。	もともと丁寧に対応していればこのような運用となるどころ、EUから個人データを移転するような企業においては丁寧な対応をしていると想定され、影響は大きくない。
日本から外国への個人データの再移転	提供先の事業者における体制整備を根拠として、外国へ個人データを移転する場合には、契約等により個人情報保護法と同等の保護を確保することとする。	もともと丁寧に対応していればこのような運用となるどころ、EUから個人データを移転するような企業においては丁寧な対応をしていると想定され、影響は大きくない。
匿名加工情報	匿名加工情報として扱う場合、加工方法に関する情報を削除することにより、何人にとっても再識別を不可能とする。	仮IDを付与しての時系列分析を行うことはできなくなるが、現時点において、EUから移転した個人データとの混合分析について強いニーズがあるとは考えにくい。 今後欧州の産業界とも連携して、保護と利活用の適切なバランスの実現に向けて欧州委員会と協議していく予定。

9

EUデータ保護機関との対話

直近1年間におけるEU加盟各国のデータ保護機関との対話

○2017年1月31日	フランス (CNIL)	○2017年11月2日	ラトビア (DSI)
○2017年2月2日	オランダ	○2017年11月3日	リトアニア (SDI)
○2017年2月3日	イギリス (ICO)	○2017年11月20日	ギリシャ
○2017年3月7日	ポーランド (GIODO)	○2017年11月22日	イタリア
○2017年3月8日	ドイツ (BfDI)	○2017年11月22日	マルタ
○2017年4月11日	イギリス (ICO)	○2017年11月24日	アイルランド
○2017年5月11日	ベルギー (CPP)	○2017年12月4日	スロバキア
○2017年5月17日	ルーマニア	○2017年12月5日	ハンガリー
○2017年5月22日	スペイン	○2017年12月7日	スロベニア
○2017年5月23日	ポルトガル	○2018年1月10日	フランス (CNIL)
○2017年6月14日	オーストリア	○2018年1月17日	フィンランド
○2017年6月15日	チェコ	○2018年1月19日	エストニア
○2017年6月16日	ルクセンブルク	○2018年1月22日	スウェーデン
○2017年10月19日	ブルガリア	○2018年1月24日	デンマーク
○2017年10月20日	クロアチア		

10

欧州議会LIBE委員会議員団の来訪 (2017年10月～11月)

来日の目的

欧州委員会によって日本に対する十分性の認定に向けた検討 (相互認証に向けた日EU間の対話) が進められていることを受け、同検討の妥当性 (意見具申の要否) を見極めるべく、日本における個人情報保護の状況を視察することが主目的。あわせて、ロボット開発やサイバーセキュリティに関する取組についての視察も目的とする。

議員団の構成 (出身国)



× 2

英国



ドイツ



× 2

ポーランド



フランス



ポルトガル



ルーマニア

スケジュール

2017年10月31日
【午前】個人情報保護委員会との会談
【午後】産業界代表 (経団連) との会談
国会議員との会談

2017年11月2日
【午前】個別企業訪問
【午後】学術研究者との会談
消費者団体との会談

2017年11月1日
【午前】総務省との会談
【午後】個別企業訪問
経済産業省との会談

結果

特に日本の事業者における個人情報保護の取組に感銘を覚えた様子 (ある議員からは「次はブリュッセルで産業界代表と議員団との意見交換を実施したい」との希望が示されたとのこと)。

また、ある議員は、「very promising」といったポジティブな表現をもって個人情報保護委員会との会談を紹介。

11

APEC CBPRシステムの推進

- ✓ CBPRシステムは、APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組みであり、事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するための有効な仕組みである。
- ✓ 改正個人情報保護法においては、外国にある第三者への個人データの提供が認められる例として、CBPRの認証を得ていることをガイドラインで示している。
- ✓ 2016年1月には、APEC CBPRシステムの認証団体（アカウントリテリティーエージェント）として我が国で初めて一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定されており、日本はCBPRシステムのAPEC地域での普及・推進に取り組んでいるところである。
- ✓ 2016年12月には、JIPDECが日本におけるCBPRの認証企業第1号としてインタセクト・コミュニケーションズ株式会社を認証した。
- ✓ 2016年度は、国内外で説明会を計85回開催し、約12,730名参加。
2017年4月～5月において、国際的なセミナーにおいてCBPRに関するプレゼンテーションを計5回行い、約290名が参加。
- ✓ 2017年9月には、データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議のサイドイベントでCBPRワークショップを主催。同時時間帯のサイドイベントの中で最大級の参加者あり。

12

その他の取組

○2017年6月

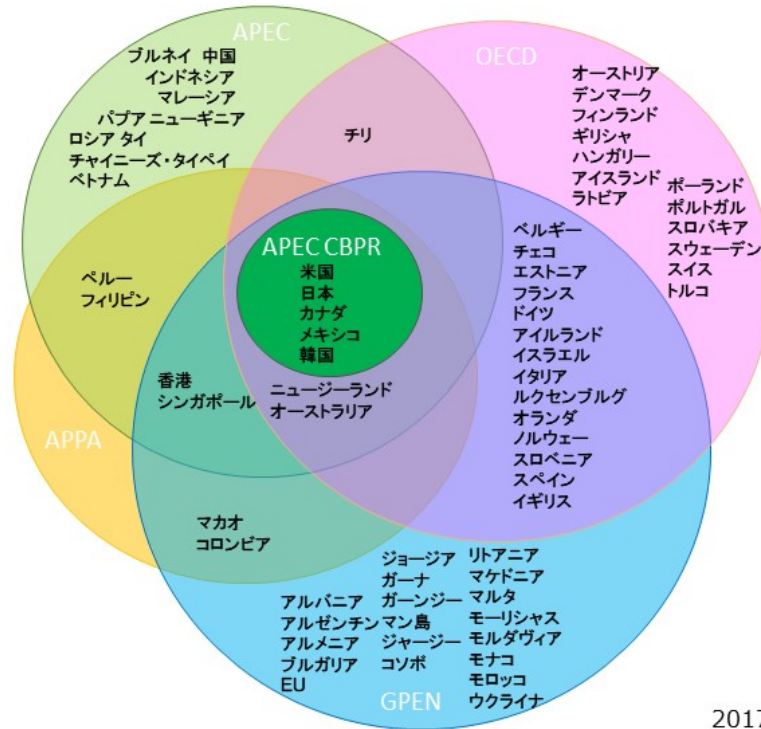
欧州評議会個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約
（条約第108号）諮問委員会への当委員会のオブザーバー参加

○2017年9月

データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議 正式メンバー

13

(参考) 国際的な枠組みへの参加状況



ご清聴ありがとうございました